

営繕工事における 適切な設計変更の実施

国土交通省九州地方整備局営繕部整備課 営繕技術専門官 小川 良典
(前 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長)

1 はじめに

「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第56号）」が平成26年6月4日に公布され、即日施行されました。

本稿のテーマである「設計変更」に関しては、「設計図書に示された施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合、設計図書に明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合その他の場合において、必要と認められるときは、適切に設計図書の変更及びこれに伴い必要となる請負代金の額又は工期の変更を行うこと」と明記されています。

これに先立ち、官庁営繕部では、設計変更に係る業務の円滑化を目的に、平成26年3月に『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン(案)』（以下、「本ガイドライン」という）を作成しました。詳細は、本誌2014.7 SUMMER (86号)を参照下さい。

本稿では、その後約1年間の本ガイドラインの運用を踏まえ、より適切な設計変更の実施に向けて、改めて重要な部分について解説を試みることにします。なお、本稿で示す内容は、一般的な考え方を示すもので、個別具体の対応については、当該の請負契約における発注者及び受注者の協議等によりしますので、ご留意下さい。

また、本稿の内容も含め必要な見直しを行い、平成27年5月に本ガイドラインの改定を実施して

いますので、合わせて参照下さい。¹

2 設計変更に関する留意事項

一般に建設工事は、発注者と受注者との間で契約書（本稿では、「公共工事標準請負契約約款」を指す）を用いて請負契約を締結することにより開始され、受注者の仕事の完成と工事目的物の引渡し、そして発注者側の代金の支払いをもって終了します。この契約書においては、発注者と受注者との間のやりとりは、書面により実施されることが基本となっています（契約書第1条第5項、第9条第4項等）。従って、受注者は、設計図書等に疑義が生じた際には書面による発注者との協議及び質問を速やかに実施するとともに、指示書・協議書等の書面による発注者からの回答を得てから施工することが、設計変更を実施する上で大前提の事項と言えます。一方で発注者側においては、受注者からの協議及び質問を受けた場合は、関係部局との調整後、書面による指示・協議等ができるだけ速やかに実施しなければなりません。

また、設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うことを基本としていますが、軽微な設計変更（構造、工法、位置、断面等の変更で重要なもの以外の変更等）に伴うものは、工期の末に行うことをもって足りるものとしています。これは、事務処理及び手続き

1 http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk4_000011.html

の煩雑さを考慮すれば、軽微な設計変更に伴う契約変更をその都度実施することは、発注者及び受注者双方にとって合理的ではないためです。

なお、設計変更は、施工条件と実際の工事現場の状態が一致しない場合等必要と認められるとき実施されることとなっています。ここで言う、「必要と認められるとき」とは、「必要と認められるとき」か否かは、客観的な判断に基づくものであり、発注者又は受注者の主観的な判断によって決められるものではないことに注意が必要です。

3 「指定」と「任意」の違い

次に、仮設・施工方法等の「指定」と「任意」の違いについて解説します。これらの違いを正しく理解するためには、契約書の第1条第3項「自主施工の原則」を押さえる必要があります。契約書には、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下、「施工方法等」という）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」とあります。つまり、設計図書に施工方法等の指定がない場合には、受注者は、自己の責任において施工方法等を選択し、実施しなければならず、この場合において発注者が施工方法等の選択について指示することは許されません。

ただし、工事の特殊性、安全確保等のために必要がある場合には、予め設計図書において施工方法等を「指定」することができます。これがいわ

ゆる「指定」と呼ばれるものです。一方で、「自主施工の原則」に則り、受注者が自己の責任において決定、実施する工事目的物を施工するための仮設・施工方法等が「任意」と呼ばれます。

そして、このような考え方に基づいて、当初の設計図書において示された「指定」と「任意」については、その主旨の違いから、設計変更を実施する際には考え方が異なります。例えば、「任意」については、受注者の責任において定めたことから、設計図書に示された施工条件の変更がない限り、施工方法等の変更が生じたとしても、基本的に設計変更の対象とはなりません。ただし、「任意」についても、その変更内容が施工条件の変更に伴う場合は、設計変更の対象になります。これらの事項を一覧にまとめると表1のようになります。

4 おわりに

設計変更に係る業務の円滑化を図るためには、発注者と受注者がともに、設計変更が可能なケース・不可能なケース、手続きの流れ等について十分理解しておかなければなりません。そして、発注者及び受注者は、同じプロジェクトの一員として相互の信頼関係のもと、対等な関係において業務を実施するよう努めることが望まれます。

官庁営繕部においては、設計変更について、手続きのより一層の円滑な実施を目指し、引き続き各種の取組みを進めて参ります。

表1 「指定」と「任意」の考え方の違い

	設計図書における明示	仮設・施工方法等の変更	仮設・施工方法等の変更がある場合の設計変更	設計図書に示された施工条件の変更に伴う設計変更
「指定」	仮設・施工方法等について具体的に明示	変更するには発注者の指示が必要	設計変更の対象となる	設計変更の対象となる
「任意」	仮設・施工方法等について明示しない（※1）	変更に当たって発注者の指示は必要ない（施工計画書等の修正は必要）	設計変更の対象とならない	設計変更の対象となる

※1 応札者に対する参考として、発注者が積算で想定した仮設・施工方法等を「参考図」として示すことがあります。参考図で示した内容は「任意」であり、実際の施工においては、受注者を拘束するものではありません。ただし、参考図等で示した内容と施工内容が大幅に異なる場合は協議の対象となる場合があります。